

評議員候補者推薦実施要領

全日本剣道連盟評議員会規則第4条に基づき、次のとおり評議員候補者推薦実施要領を定める。

(評議員候補者の推薦)

第1条 全日本剣道連盟会長(以下「会長」という。)は、評議員会が行う評議員の選任及び解任の決議に際し、評議員会の求めに応じ、理事会に諮った上、当該評議員候補者(以下「評議員候補者」という。)を評議員会に推薦するものとする。

(評議員候補者の員数等)

第2条 前条の場合において、会長が評議員候補者として推薦することのできる員数は、47人以上60人以内とする。

なお、評議員候補者の推薦区分は、次のとおりとするものとする。

① 地方代表団体(小計47人)

北海道・青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・東京・新潟・石川・富山・福井・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫・岡山・広島・山口・鳥取・島根・香川・愛媛・高知・徳島・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄 各1人

② 全国組織剣道関係団体(小計7人)

警察庁・全日本実業団剣道連盟・(一財)全日本学校剣道連盟・全日本学生剣道連盟・(一財)全日本剣道道場連盟・(公財)全国高等学校体育連盟剣道専門部・(公財)日本中学校体育連盟 各1人

③ 学識経験者(小計6人以内)

以上 60人以内

附 則

1. この実施要領は、平成27年3月19日から施行する。